

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案

平成 28 年（2016 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例

札幌市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表(5)特別支援学校の表中「北海道札幌市立豊明高等養護学校」を「市立札幌豊明高等支援学校」に、

「

北海道札幌市立豊成養護学校	札幌市南区南 30 条西 8 丁目
---------------	-------------------

」

を

「

北海道札幌市立豊成養護学校	札幌市南区南 30 条西 8 丁目
市立札幌みなみの杜高等支援学校	札幌市南区真駒内上町 4 丁目

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表(5)特別支援学校の表の改正規定（「北海道札幌市立豊明高等養護学校」を「市立札幌豊明高等支援学校」に改める部分に限る。）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

市立札幌みなみの杜高等支援学校を新たに設置するとともに、北海道札幌市立豊明高等養護学校の名称を変更するため、本案を提出する。